

# 社会福祉法人聖母の騎士会 介護付き有料老人ホーム オリーブの苑 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母の騎士会が開設するオリーブの苑（以下「事業所」）が行う特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態」という。）にある高齢者等に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるようサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護付き有料老人ホーム オリーブの苑
- 二 所在地 佐賀県佐賀市大和町大字久池井1521-5

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。（介護予防も合算して表記する。）ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務可）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 介護職員等

生活相談員 1名以上（常勤換算）  
介護・看護職員 6名以上（常勤換算）  
\*要介護者3：1 要支援者10：1  
機能訓練指導員 1名（兼務可）  
介護支援専門員 1名（兼務可）

従業者は、介護の提供等に当たる。また介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上置くこととする。なお、介護支援専門員及び機能訓練指導員については、支障のない限り他の業務との兼務を妨げない。

三 介助員 1名

（利用定員及び居室数）

第5条 事業所の入居定員は18名、居室数は18室とする。

（特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護に関する事
- 二 入浴に関する事
- 三 食事に関する事
- 四 健康管理に関する事
- 五 相談及び援助、レクリエーションに関する事
- 六 日常生活動作の機能訓練に関する事

（特定施設入居者生活介護の利用料）

第7条 特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用。
- 二 おむつ代
- 三 前項の利用料の他、特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの
- 四 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

第8条 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 一 利用者は、事業所の従業者の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は、健康に留意するものとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力ものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は事故の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 特定施設入居者生活介護の利用申込みがされた場合は、事業所は、正当な理由なく特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第12条 特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、特定施設入居者生活介護の提供をするように努める。

(心身の状況等の把握)

第13条 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第15条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、事業に従事した従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により、得るものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した特定施設入居者生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、医療機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時等の対応方法)

第18条 事業所は、特定施設入居者生活介護の実施中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催等
  - 二 虐待防止のための指針の整備
  - 三 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
  - 四 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
  - 五 その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係機関に報告を行い、虐待防止委員会を開催し、対応を協議する。

(感染症対策に関する事項)

第20条 事業所は、事業所において感染症の発生及びまん延の防止を図るため、次の措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底
- 二 専任の感染症対策担当者を定めるとともに、委員会構成については、責任及び役割分担を明確にする。
- 三 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための平常時及び発生時の対応を規定した指針の整備。
- 四 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練の定期的な実施。  
なお、研修内容については、記録を作成する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第21条 事業所は、感染症や災害の発生時においても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに非常時の体制で早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

なお、研修については、実施内容についての記録を作成する。

3 事業所は、予め担当者等を定めて業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更する。

(非常災害対策)

第22条 非常災害に備えて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束)

第23条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わ

ない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 特定施設入居者生活介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 特定施設サービス計画作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現在抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、利用者またはその家族の意向等を従業者と協議の上サービス原案を作成し、利用者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

3 特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

4 従業者は、特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 事業所は、自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

6 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

7 事業所は、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供に関する諸記録を整備しておかななければならない。なお保存期間は2年間とする。

8 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するように努めなければならない。

9 事業所は、適切な特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

10 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、また感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置に努めなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。